

県南広域振興局長告示第26号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成27年2月17日

県南広域振興局長 遠藤達雄

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370601080	株式会社東北メディケア サービス	デイサービスセンター 上野町	北上市上野町4丁目21番 8号	平成27年2月28日